

平成 30 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、平成 30 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県。

【平成 30 年度調査方法】

平成 30 年度中に新たに相談・通報があった事例や平成 29 年度以前に相談・通報があったもののうち、平成 30 年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

【調査結果概要】

1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが平成 30 年度で 621 件であり、前年度より 111 件（21.8％）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは 17,249 件であり、前年度より 171 件（1.0％）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが 2,187 件であり、前年度より 289 件（15.2％）増加したのに対し、養護者によるものは 32,231 件であり、前年度より 2,191 件（7.3％）増加した。表 1、図 1～2 【2～6P、12～14P】

表1 高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数（平成29年度対比）

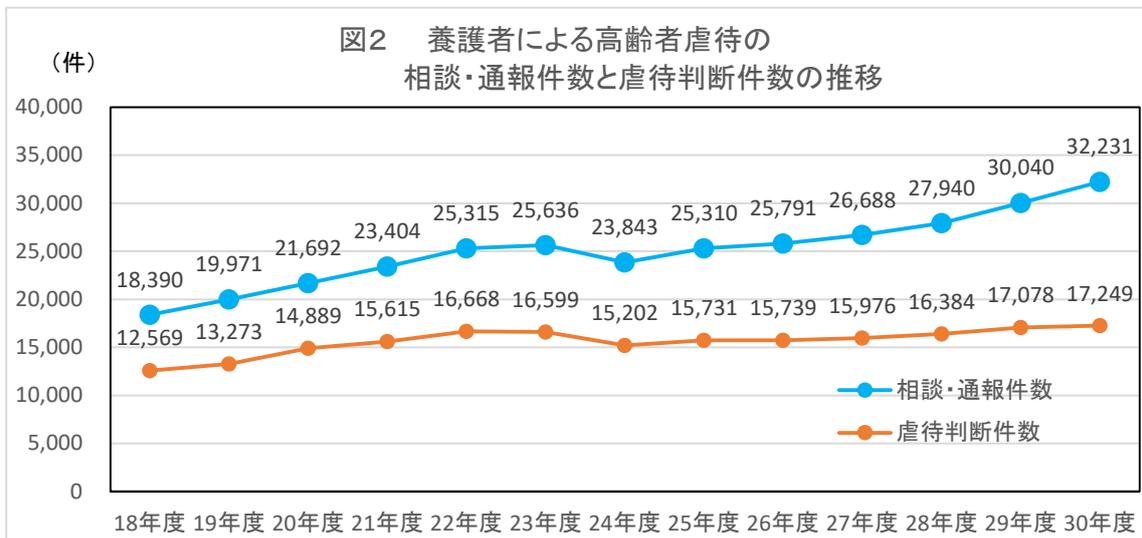
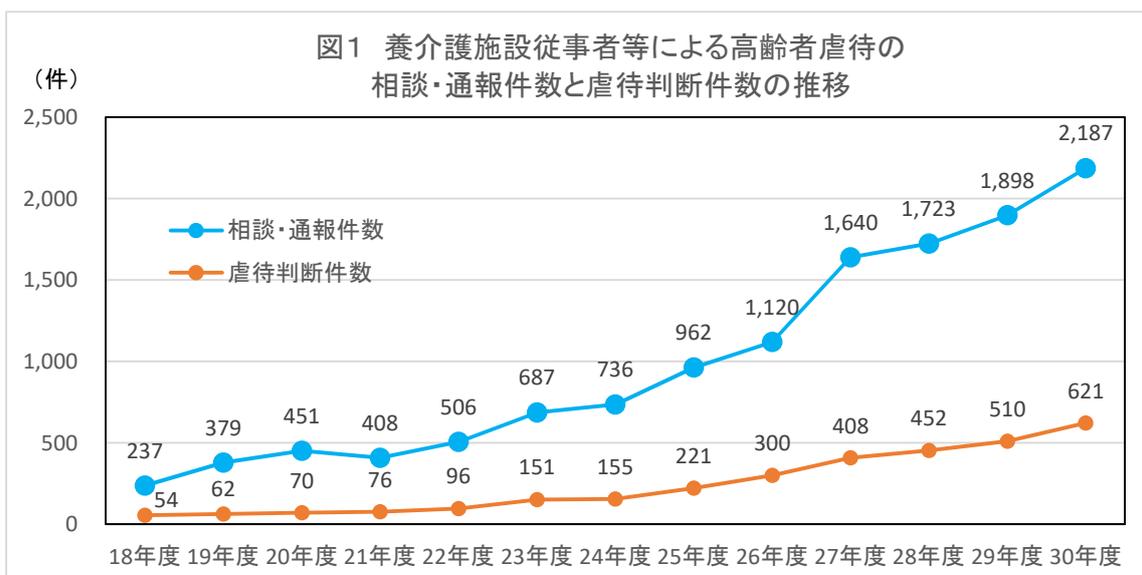
	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
30年度	621件	2,187件	17,249件	32,231件
29年度	510件	1,898件	17,078件	30,040件
増減 (増減率)	111件 (21.8%)	289件 (15.2%)	171件 (1.0%)	2,191件 (7.3%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 2,506 人のうち、「当該施設職員」が 541 人 (21.6%) で最も多く、次いで「家族・親族」が 493 人 (19.7%) であった。(複数回答)【2～3P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 2,187 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 6 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 35 日であった。【3P】

(3) 虐待の発生要因

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 358 件 (58.0%) で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」152 件 (24.6%)、「倫理観や理念の欠如」「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」がそれぞれ 66 件 (10.7%) であった。(複数回答)【4P】

(4) 過去の指導等

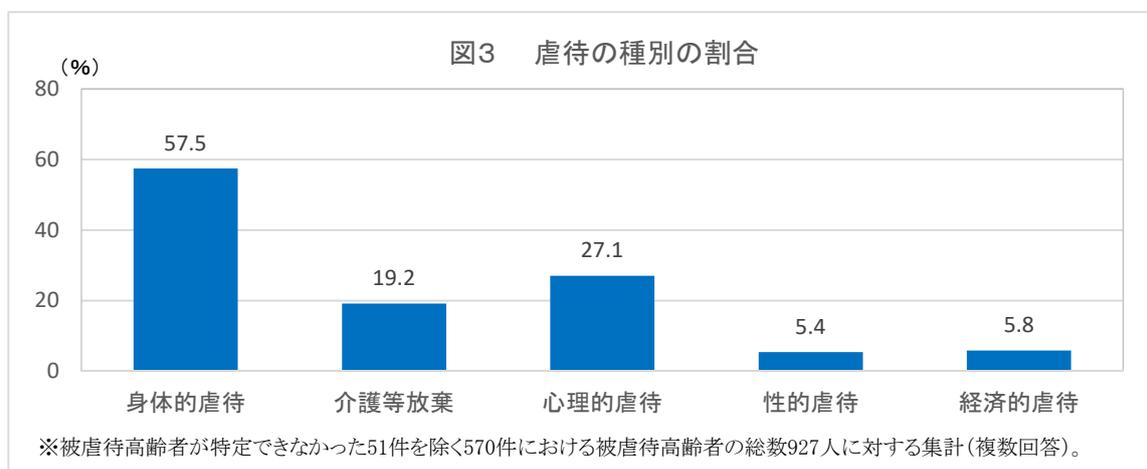
虐待の事実が認められた 621 件の施設・事業所のうち、200 件 (32.2%) が過去何らかの指導等 (虐待以外の事案に関する指導等を含む) を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 20 件あった。【4P】

(5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

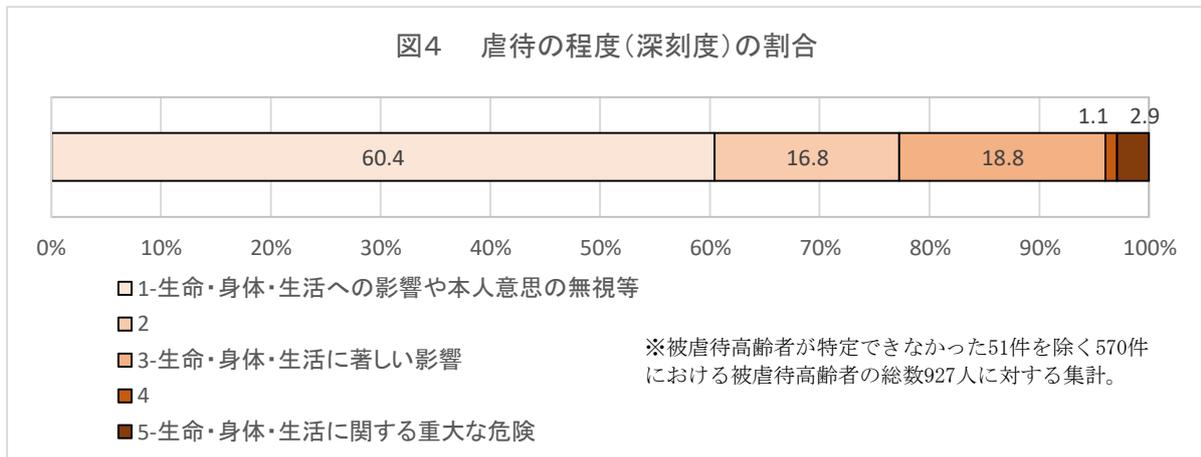
「特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)」が 217 件 (34.9%) で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 143 件 (23.0%)、「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」が 88 件 (14.2%)、「介護老人保健施設」が 50 件 (8.1%) であった。【6P】

(6) 虐待の内容

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された被虐待高齢者 927 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 533 人 (57.5%) で最も多く、次いで「心理的虐待」251 人 (27.1%)、「介護等放棄」178 人 (19.2%) であった。(複数回答) 図 3【7P】



- 被虐待高齢者 927 人のうち、「身体拘束あり」は 203 人 (21.9%) であった。【7P】
- 虐待の程度 (深刻度) では、5 段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 560 人 (60.4%) である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 27 人 (2.9%) であった。【図 4】【8P】
- 養介護施設従事者等による虐待における死亡事例は 1 件であった。

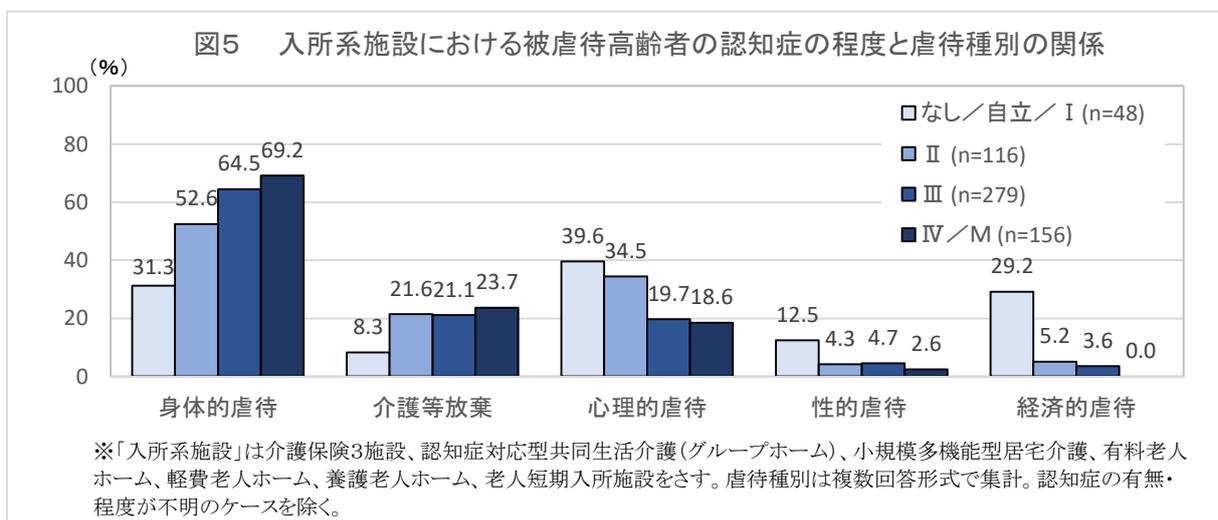


(7) 被虐待高齢者の状況

- 被虐待高齢者 927 人のうち、「女性」が 688 人 (74.2%) を占め、年齢は「85～89 歳」が 230 人 (24.8%)、「90～94 歳」が 197 人 (21.3%) であった。また、要介護度 3 以上の者が 725 人 (78.2%)、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が 746 人 (80.5%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上の者が 593 人 (64.0%) であった。【8～9P】

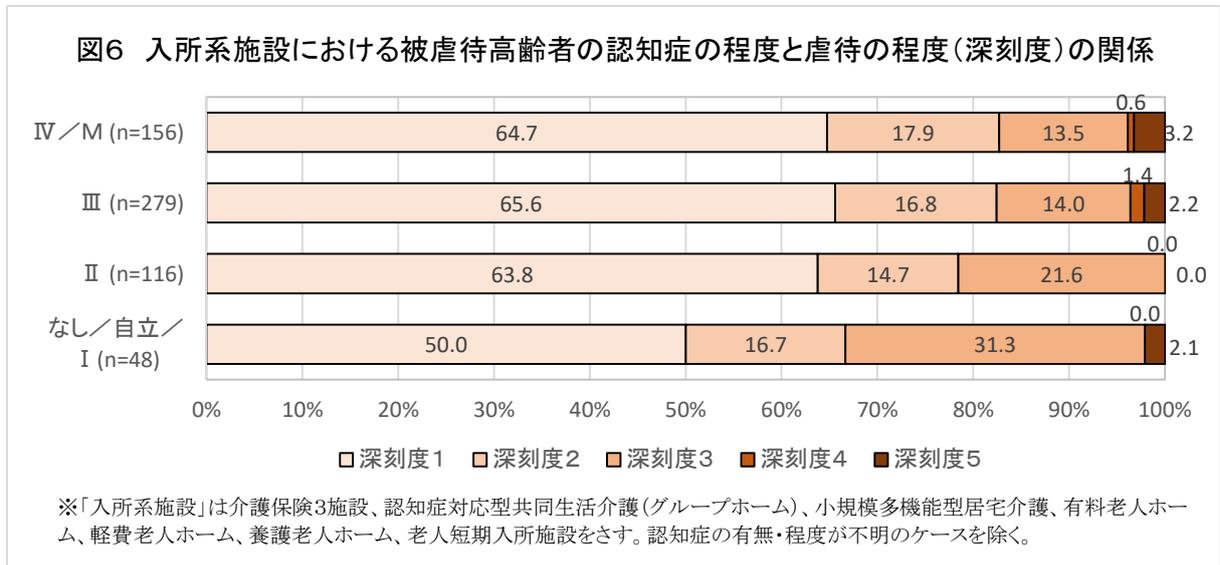
(認知症との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅳ/Mの場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。【図 5】【26P】



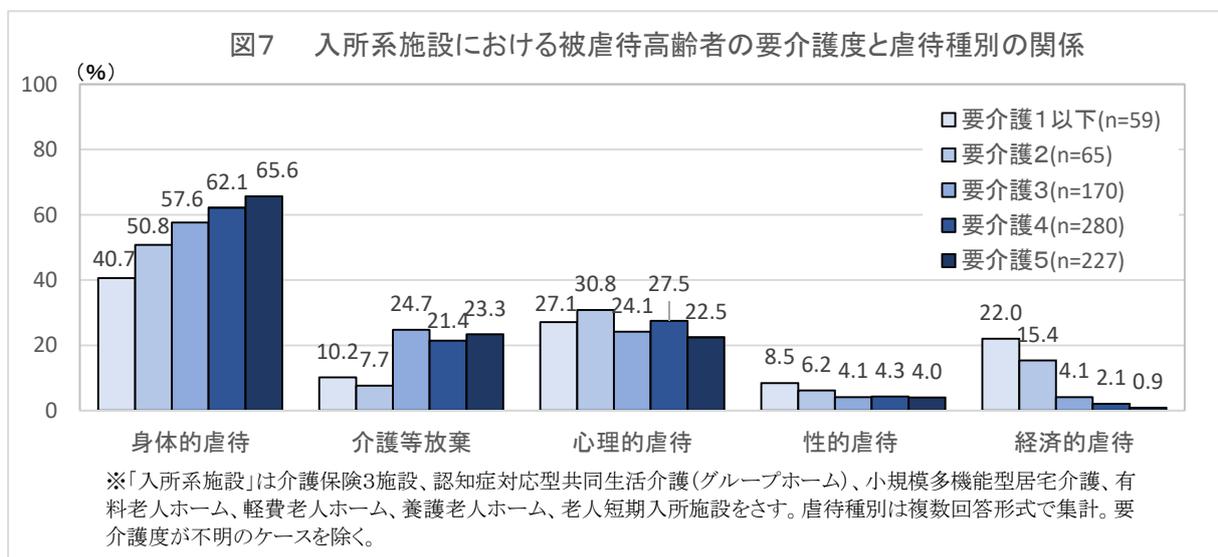
- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、認知症の程度がⅢ以上では、「深刻度4・5」が一定割合を占めている。

図6



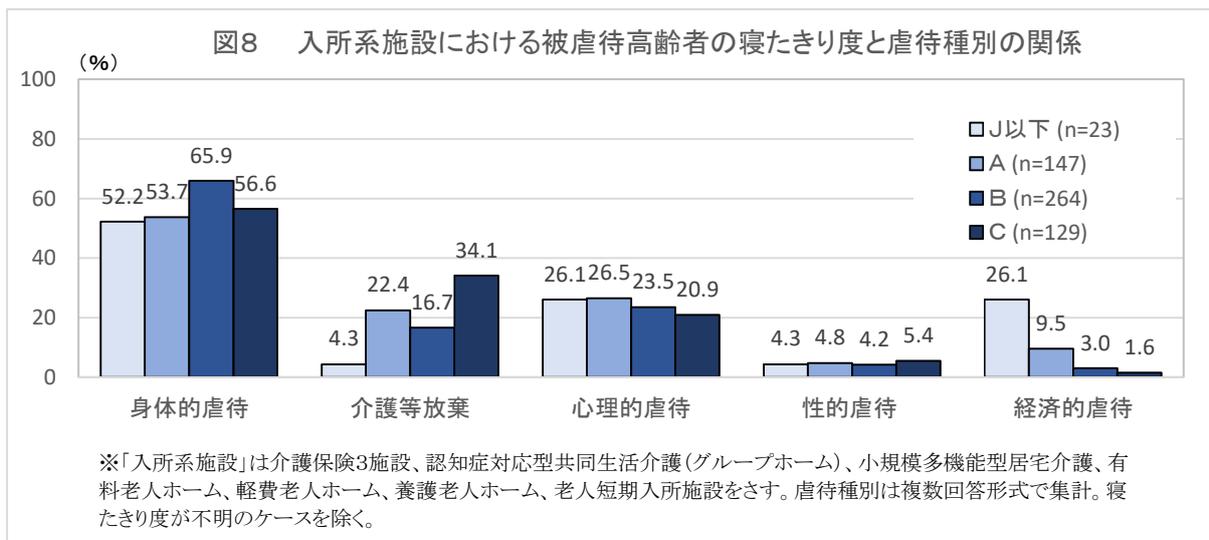
(要介護度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、要介護度が重度になるほど「身体的虐待」の割合が高い傾向がみられた。図7【26P】



(寝たきり度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「寝たきり度」と「虐待種別」の関係をみると、「寝たきり度C」において「介護等放棄」の割合が高い傾向がみられた。図8【27P】

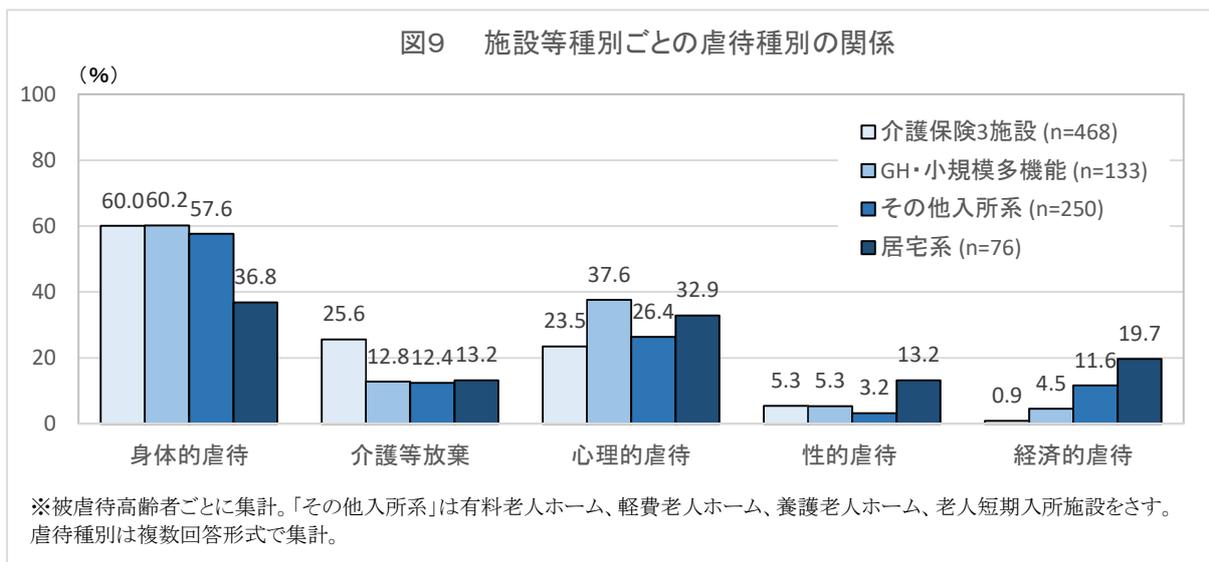


(施設種別との関係)

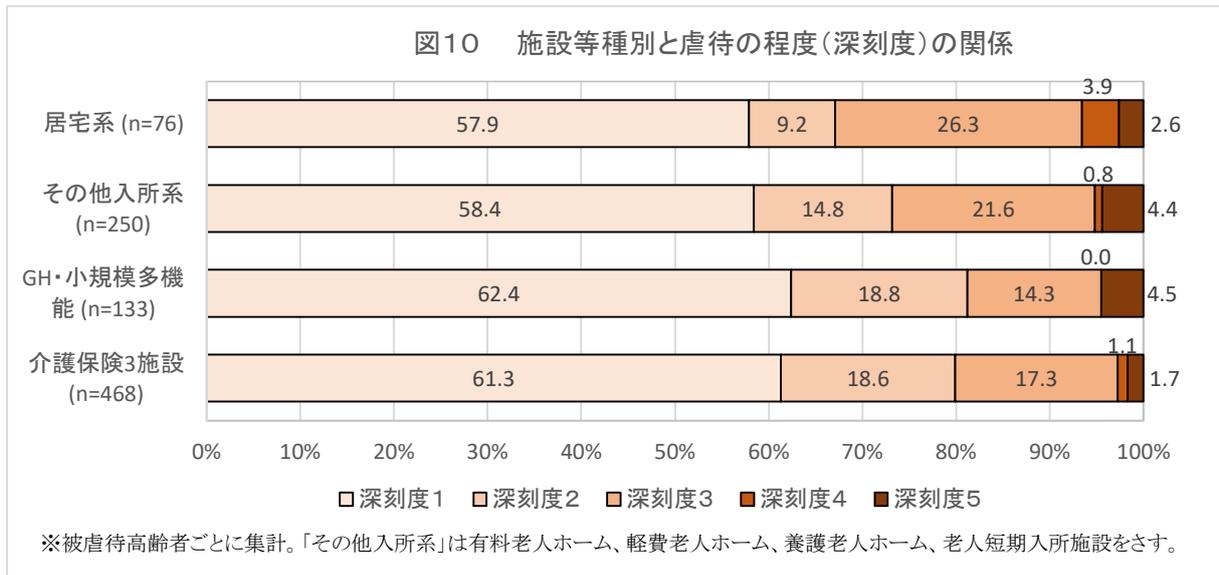
- 「介護保険3施設」では、他の施設種別に比べて「介護等放棄」が含まれる割合が高くなっていた。
- 「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では、他の施設種別に比べて「心理的虐待」が含まれる割合が高い。
- 「居宅系」では、他の施設種別に比べて「経済的虐待」が含まれる割合が高い。

図9 【27P】

- 身体的虐待に該当する身体拘束は、「有料老人ホーム」(特に住宅型有料老人ホーム)での割合が高い。【28P】

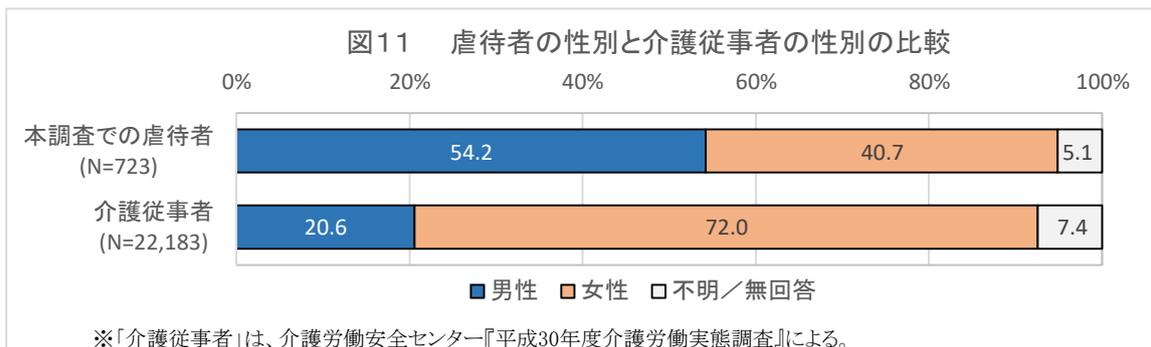


- 「施設種別」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、「介護保険3施設」に比べ「その他入所系」において「深刻度3以上」の割合が高い傾向がみられた。【図10】

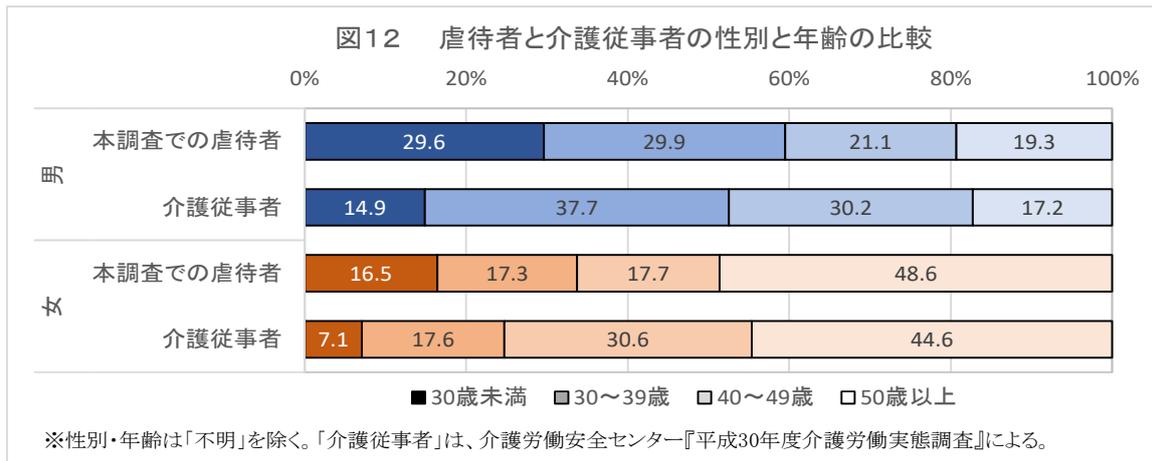


(8) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者 723 人のうち、「30～39歳」が 142 人 (19.6%)、「30歳未満」が 139 人 (19.2%)、「40～49歳」が 115 人 (15.9%)、「50～59歳」が 101 人 (14.0%)、職種は「介護職」が 608 人 (84.1%) であった。【9～10P】
- 虐待者の性別は、「男性」が 392 人 (54.2%)、「女性」が 294 人 (40.7%) であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める男性の割合が 20.6%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 54.2%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。【図11】【28P】



- 虐待者の男女別年齢と介護従事者を比較すると、男性・女性ともに「30歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。【図12】【29P】



(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善命令、指定の効力停止等の対応が取られていた。【10～11P】

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 34,867 人のうち「介護支援専門員」が 9,911 人 (28.4%) で最も多く、次いで「警察」が 8,625 人 (24.7%)、「家族・親族」が 2,944 人 (8.4%) であった。【12P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 32,231 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

○ 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 1 日 (翌日) であった。【13P】

○ 相談・通報件数 33,494 件 (平成 29 年度以前に相談・通報があったもののうち、平成 30 年度中に事実確認を行ったものを含む。) について、市町村が事実確認を行った事例 32,018 件 (95.6%) のうち、「訪問調査」が 21,411 件 (63.9%)、「関係者からの情報収集」が 10,464 件 (31.2%)、「立入調査」が 143 件 (0.4%) により実施された。

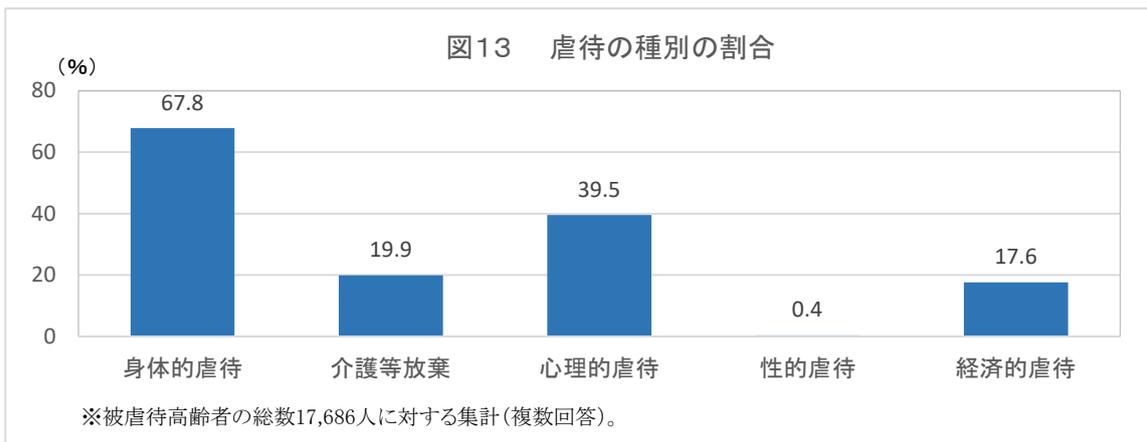
【13P】

(3) 虐待の発生要因

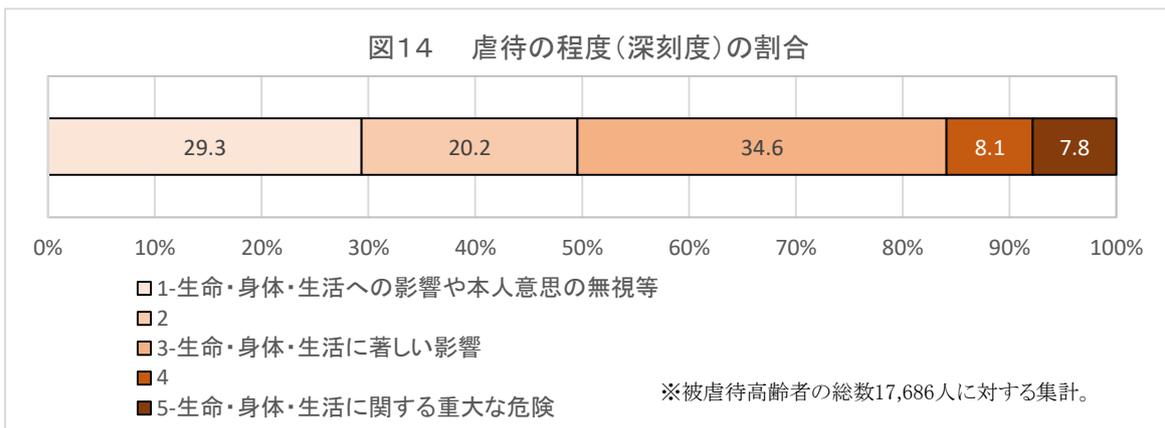
「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」が 2,447 件 (25.4%) で最も多く、次いで「虐待者の障害・疾病」1,757 件 (18.2%) であった。(複数回答) 【14～15P】

(4) 虐待の内容

○ 養護者による虐待において特定された被虐待高齢者 17,686 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 11,987 人 (67.8%) で最も多く、次いで「心理的虐待」が 6,992 人 (39.5%)、「介護等放棄」が 3,521 人 (19.9%)、「経済的虐待」が 3,109 人 (17.6%) であった。(複数回答) 図 13 【15P】



- 虐待の程度(深刻度)の割合は、5段階評価で「3-生命・身体・生活に著しい影響」が6,113人(34.6%)と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が5,190人(29.3%)であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は1,385人(7.8%)であった。【図14】【16P】



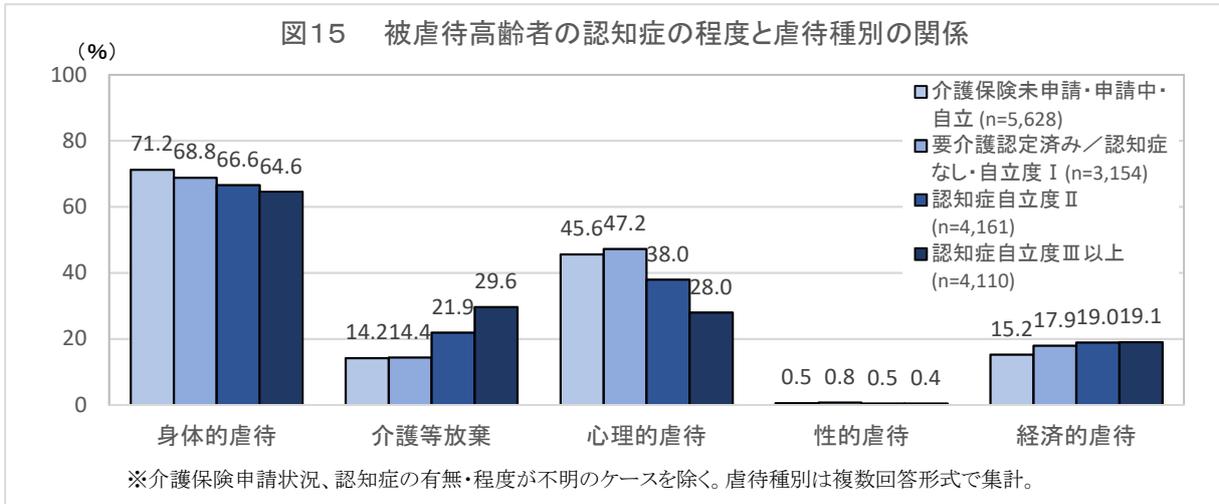
(5) 被虐待高齢者の状況

- 被虐待高齢者17,686人のうち、「女性」が13,488人(76.3%)を占め、年齢では「80～84歳」が4,307人(24.4%)、「75～79歳」が3,634人(20.5%)であった。要介護認定の状況は、「認定済み」が11,982人(67.7%)であり、要介護別の内訳は「要介護1」が2,925人(24.4%)、「要介護2」が2,608人(21.8%)、「要介護3以上」が4,576人(38.2%)であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上は8,588人(71.7%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上は8,464人(70.6%)であった。【16～17P】

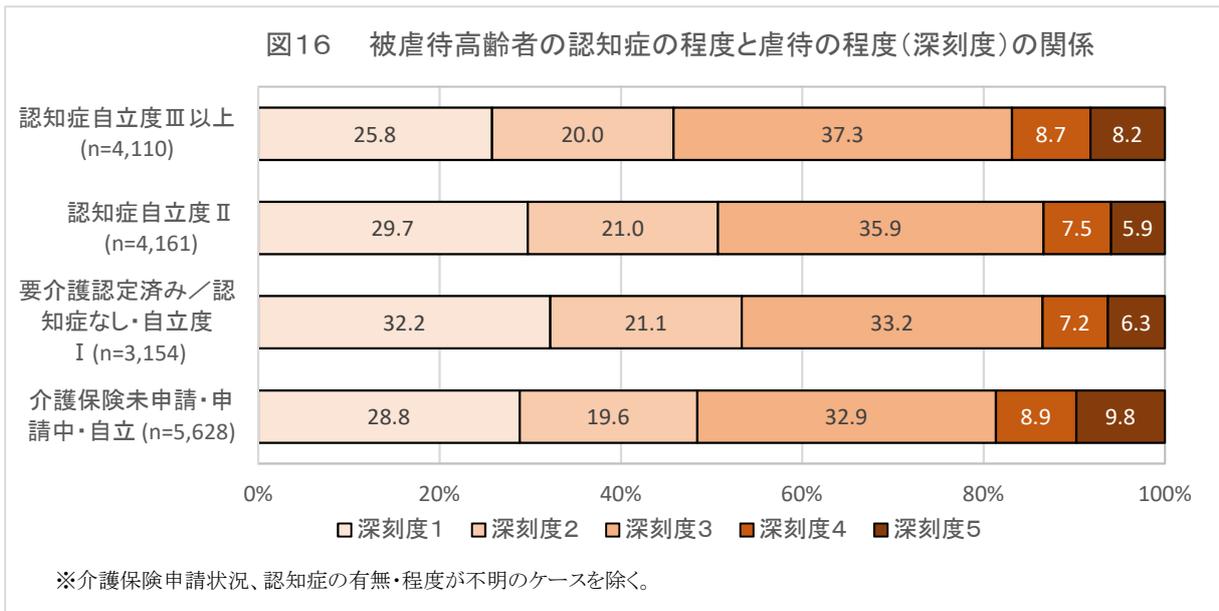
(認知症との関係)

- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者に重度

の認知症がある場合には「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で「身体的虐待」では逆の傾向がみられた。[図 15]

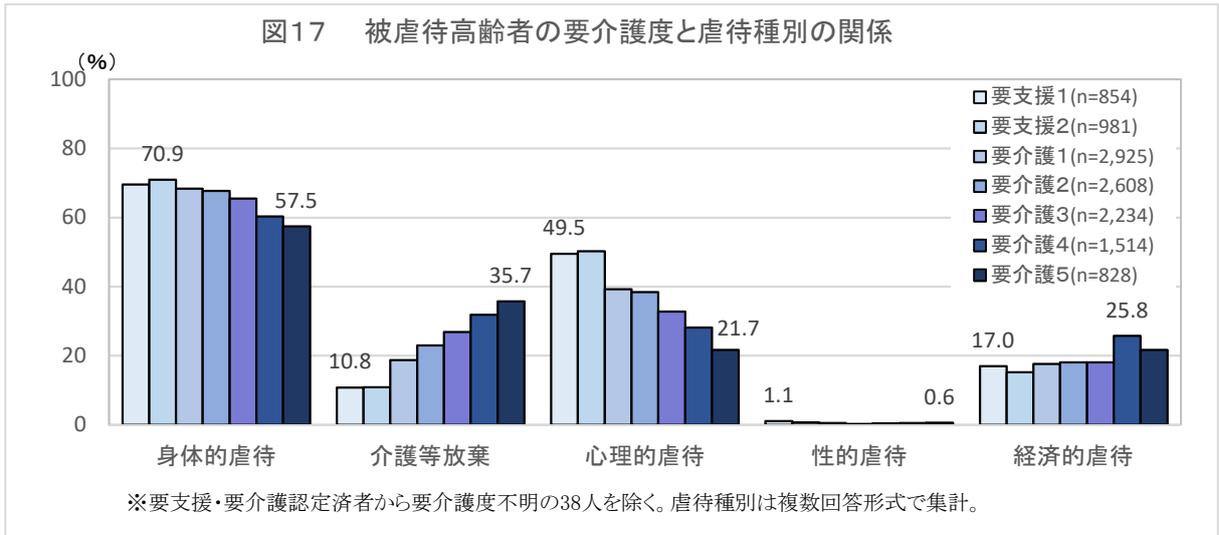


○ 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、「介護保険未申請・申請中・自立」において「深刻度 4・5」の割合が相対的に高い。[図 16]

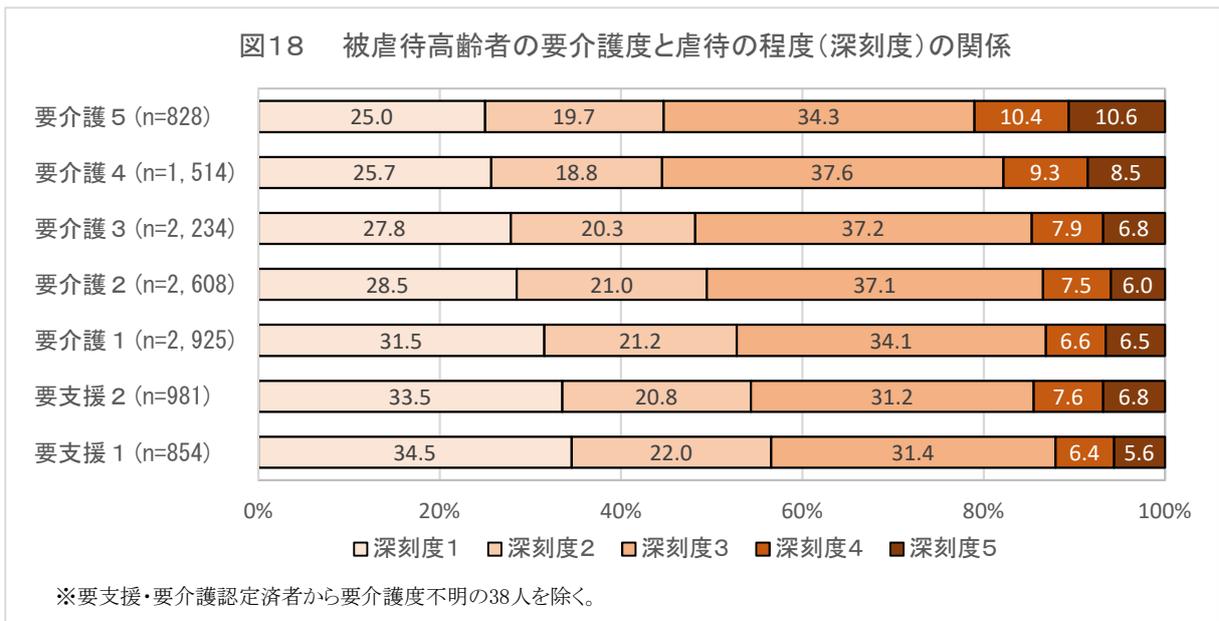


(要介護度との関係)

○ 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「身体的虐待」と「心理的虐待」では要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」では逆の傾向がみられた。[図 17]

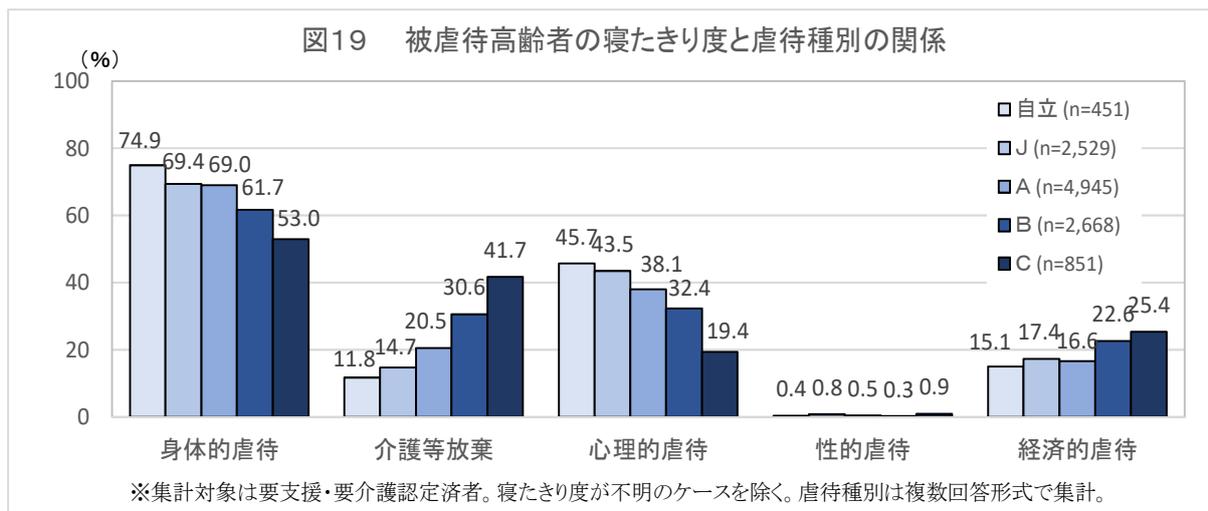


○ 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。図18

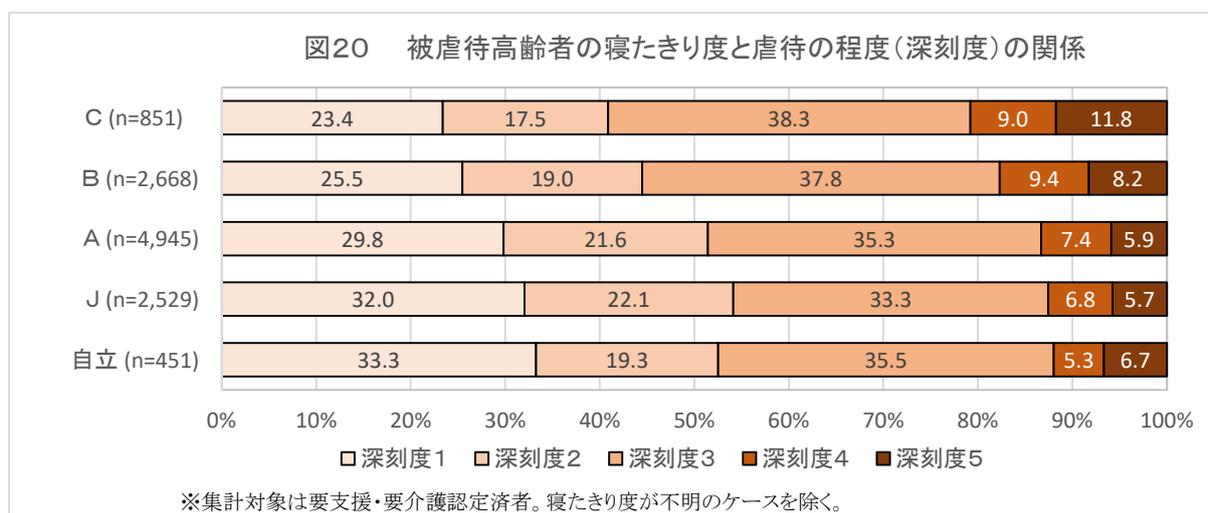


(寝たきり度との関係)

○ 被虐待高齢者の「寝たきり度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の寝たきり度が重度の場合に「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向がみられた。図19



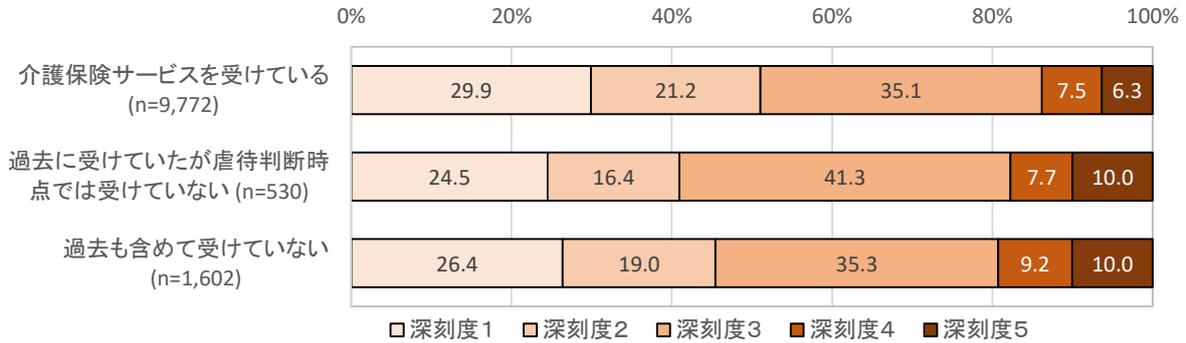
○ 被虐待高齢者の「寝たきり度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、被虐待高齢者の寝たきり度が重度の場合に、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。[図 20]



(介護保険サービス利用状況との関係)

○ 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度（深刻度）」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合では、虐待の深刻度が低い「深刻度1・2」の割合が相対的に高く、「深刻度4・5」の割合が相対的に低かった。[図 21]

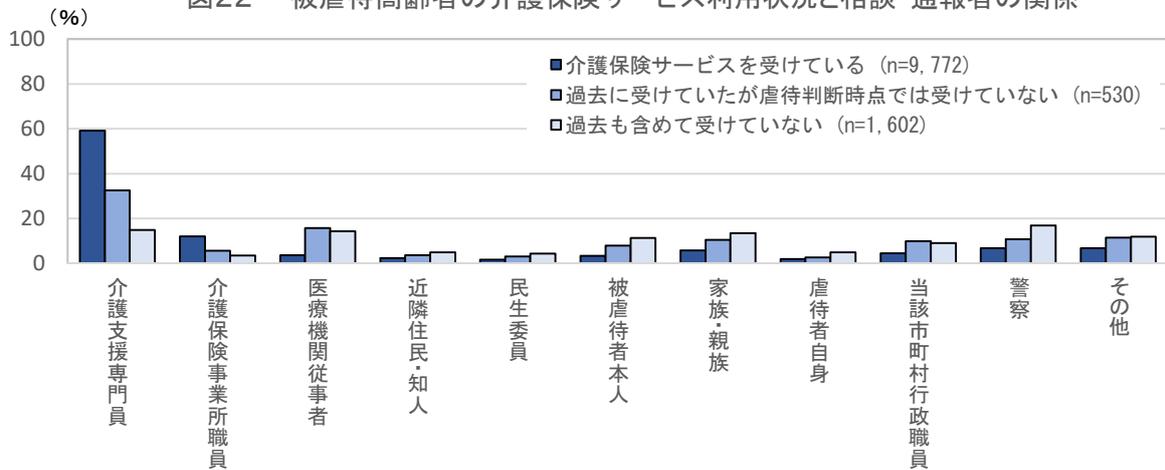
図21 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係



※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く。

- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係を見ると、介護保険サービスを受けている場合では、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合では、相談・通報者に「医療機関従事者」が含まれる割合が相対的に高かった。過去も含めて受けていない場合では、相談・通報者に「被虐待者本人」「家族・親族」「警察」が含まれている割合が相対的に高かった。【図22】

図22 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と相談・通報者の関係

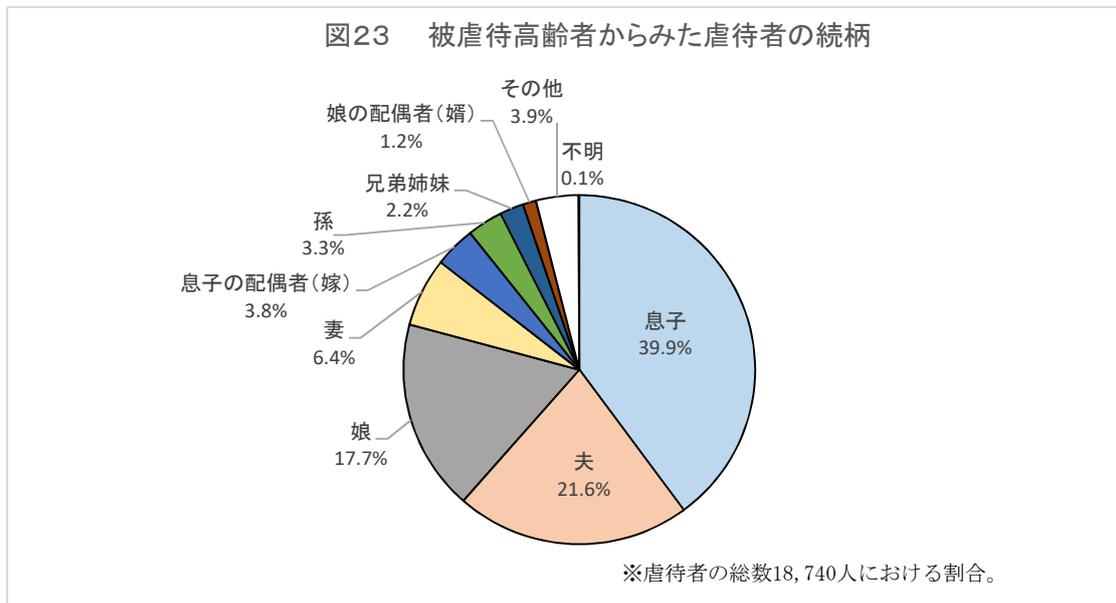


※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く。また、相談・通報者の区分中「不明」を除く。

(6) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者(虐待者)との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が9,001人(50.9%)で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の6,376人(36.1%)と合わせると15,377人(86.9%)の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【18P】

- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 7,472 人 (39.9%) で最も多く、次いで「夫」が 4,047 人 (21.6%)、「娘」が 3,316 人 (17.7%) であった。【図 23】【19P】



- 虐待者の年齢は、「50～59 歳」が 24.8%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 17.3%、60～69 歳（「60～64 歳」と「65～69 歳」の合計）が 16.4%、70～79 歳（「70～74 歳」と「75～79 歳」の合計）が 15.4%の順であった。【19P】

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 6,778 人 (27.8%) であり、そのうち、「介護保険サービスの利用」が 2,188 人 (32.3%) で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 1,166 人 (17.2%)、「やむを得ない事由等による措置」が 998 人 (14.7%)、「住まい・施設等の利用（入院、一時保護等を除く。）」が 953 人 (14.1%) であった。

一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が 6,459 件 (53.1%) で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が 3,262 件 (26.8%) であった。【20P】

- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が 929 人、「利用手続中」が 657 人であり、これらを合わせた 1,586 人のうち市町村長申立の事例は 980 人 (61.8%) であった。【21P】

(8) 虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（平成 30 年度中に発生・市町村把握）は、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」及び「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の

致死」がそれぞれ5人、「養護者による被養護者の殺人」が4人、「心中」が1人などとなっており、合計21人であった。表2【21P】

表2 虐待等による死亡事例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28	21
人数	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28	21

4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

平成30年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,471市町村(84.5%)で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が877市町村(50.4%)、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が872市町村(50.1%)と半数程度にとどまっている。【23P】

市町村での14項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係を見ると、取組項目が多い市町村では高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。【36P】

(2) 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

平成30年度の高齢者権利擁護等推進事業関連事業では、「普及啓発(市町村職員等の研修)」は44都道府県(93.6%)で、「権利擁護相談窓口の設置」は36都道府県(76.6%)で実施されていた。一方、「普及啓発(地域住民向けのシンポジウム等)」「(実施済み13都道府県)」、「身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催」(実施済み14都道府県)などを実施している都道府県は3割程度にとどまっていた。【25P】